

令和4年度 文教委員会資料⑥

【議案第97号】

川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム条例の一部を改正する条例の制定について

資料

川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム条例の一部を改正する
条例新旧対照表

市 民 文 化 局

(令和4年8月30日)

川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前								
<p>○川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム条例 平成22年10月13日条例第31号</p>	<p>○川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム条例 平成22年10月13日条例第31号</p>								
<p>(入館料)</p>	<p>(入館料)</p>								
<p>第8条 ミュージアムへ入館しようとする者は、入館料を支払わなければならない。</p>	<p>第8条 ミュージアムへ入館しようとする者は、入館料を支払わなければならない。</p>								
<p>2 入館料は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>2 入館料は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>								
<p>3 入館料の額は、次の表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p>	<p>3 入館料の額は、次の表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="170 663 636 711">単位</th> <th data-bbox="636 663 1066 711">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="170 711 636 751">1人1回</td> <td data-bbox="636 711 1066 751">1,010円</td> </tr> </tbody> </table>	単位	金額	1人1回	1,010円	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 663 1635 711">単位</th> <th data-bbox="1635 663 2063 711">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 711 1635 751">1人1回</td> <td data-bbox="1635 711 2063 751">1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	単位	金額	1人1回	1,000円
単位	金額								
1人1回	1,010円								
単位	金額								
1人1回	1,000円								
<p>4 入館料は、指定管理者の収入とする。</p>	<p>4 入館料は、指定管理者の収入とする。</p>								